

## 宅地造成等の工事を行う前に、盛土規制法の許可・届出が必要です！

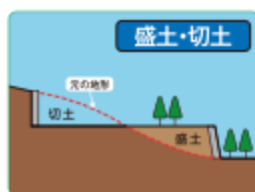
盛土規制法(正式名称:宅地造成及び特定盛土等規制法)とは、盛土等に伴う災害から人命を守るために施行された法律です。長崎県では、令和7年5月23日に県内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用をスタートしました。(長崎市及び佐世保市は、各市により同日運用開始しています。)

規制区域内では、一定規模以上の盛土や切土を行う工事、又は土石を一時的に堆積するときは、工事に着手する前に許可・届出が必要となります。

詳細については、盛土対策室のホームページを参照ください。

【お問い合わせ先】長崎県土木部盛土対策室 電話:095-894-3133

長崎県盛土対策室 検索



※国ハシプレットを一部加工

## 令和7年度 長崎県優秀工事知事表彰式を行いました。

県内建設産業の資質の向上を図るため、優れた工事のうち、他の模範となる工事を完成させた企業及び技術者を表彰しました。

1. 表彰式：8月26日(火) ホテルセントヒル長崎

2. 選考対象：令和6年度に完了した  
県発注の公共工事(1,138件)

3. 表彰数：土木部門20件(21社)  
建築部門2件(3社)



※受賞された企業及び技術者の名簿は右のQRコードから。

【お問い合わせ先】長崎県建設企画課技術情報班 電話:095-894-3023

長崎県優秀工事知事表彰 検索



## 新土木部長 | 着任のご挨拶

土木部長の山内です。よろしくお願いします。



やまうち ひろし  
土木部長 山内 洋志

## ●プロフィール

東京都出身。平成11年建設省入省。主に河川や道路等のインフラ整備・管理に携わり、国土交通省水管理・国土保全局の総合水資源管理戦略室長を経て令和7年7月より現職。趣味は旅行と美味しいものを食べること

長崎県で生活するのも県庁で勤務するのも初めてですので、なるべく多くの現場を訪れ、多くの方々のご意見を伺いながら、色々な取組を進めていきたいと思っています。着任後、離島を含めいくつかの現場を訪問させていただきましたが、多くの方々からお話いただくのは、道路や港湾等のインフラ整備・管理や激甚化・頻発化する災害への備えの重要性です。これらのお話を踏まえつつ取組を着実に進めるとともに、地域の声を中央にもしっかり伝えていきたいと思っています。

長崎に来る前は東京で暮らしていましたが、異動を伝えたら家族は喜んでくれましたし、周り

の人からも羨ましがられました。長崎県は離島を含め各地に多くの魅力があり、非常に良いイメージを持たれていると思います。実際に住んでみると、インバウンドも多く、まちにも賑わいがある印象です。仕事でもプライベートでも、長崎県を満喫したいと思います。

せっかくある県内各地の魅力を点で終わらせることなく、各地の魅力をつないでいくことが重要であり、そのためにはインフラ整備・管理や地域づくりが欠かせないと思います。土木部としても皆様のお役に立てればと思いますので、ご理解ご協力をいただけますと幸いです。